

教育民生常任委員会

令和元年12月17日(火)

教育民生常任委員会

定例会名 令和元年第3回定例会
招集日時 令和元年12月17日(火) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	守屋 常雄
副委員 長	遠藤 憲子
委員	石原 幸雄
〃	杉森 弘之
〃	秋山 泉
〃	池辺 己実夫
〃	甲斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員

副市長	滝本 昌司
教育長	染谷 郁夫
保健福祉部長	藤田 幸男
教育部長	川井 聡
教育委員会次長	飯野 喜行
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田 茂男
学校教育課長	川真田 英行
学校教育課 学校建設対策監	佐藤 孝司
指導課長	豊嶋 正臣
文化芸術課長	手賀 幸雄
生涯学習課長	中野 祐則
スポーツ推進課長	齋藤 勇
中央図書館長	関 達彦
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内藤 雪枝
社会福祉課長	糸賀 修
こども家庭課長	結束 千恵子

保育課長補佐	大野由光
高齢福祉課長	川真田智子
医療年金課長	石塚史人

議会議務局出席者

書	記	飯泉麻由美
書	記	田上洋子

令和元年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- 議案第59号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 議案第64号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第65号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第68号 令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 物品購入契約の締結について
- 議案第70号 指定管理者の指定について
- 意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 請願第3号 「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願

午前10時00分開会

○守屋委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長、教育委員会次長兼教育企画課長、学校教育課長、学校教育課学校建設対策監、指導課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長兼健康づくり推進課長、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長補佐、高齢福祉課長、医療年金課長であります。書記として、飯泉君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第59号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第64号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第65号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第68号 令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 物品購入契約の締結について

議案第70号 指定管理者の指定について

意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

請願第3号 「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願

以上9件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第59号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 保育課大野です。よろしく申し上げます。

議案第59号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

この条例は、いわゆる認可保育施設の基準について、法令等により、市町村条例に委任されている基準を定めるものでございますが、ことし10月より施行されている幼児教育保育無償化に伴い、内閣府令が改正になったために内閣府令にのっとり、市条例を改正するものであります。

主な改正内容は、ゼロ歳児から2歳児までの児童を保育する小規模保育施設は、3歳児以降の児童が進級する保育連携施設を確保しなければならないのですが、市長が特段認める場合には、

確保しないことができる内容の規制を緩和する条文第42条第4項が加えられます。

また、幼児教育保育無償化により、3歳児クラス以上の保育料は無償になりますが、食材費は無償化の対象ではないため、食材費を保護者から徴収する規定第13条第4項第3号が加えられます。

そのほかは、基準内容を変更するものではないものの、支給認定を教育保育給付認定といった内閣府令の用語の言い換えや条項の整理に合わせて市条例の全部を改正するものです。以上、条例改正について、議員の皆様のお取り計らいをお願いし、説明を終わらせていただきます。

○守屋委員長 これより、議案第59号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員よろしく申し上げます。

○石原委員 おはようございます。

定員に関しまして、確認事項と質疑が1点ございます。

現在の公立幼稚園及び社協に委託している保育園も含めて、幼稚園及び保育園の今の園児数をお示しを願いたいことが1点でございます。

それから、次年度以降の園児の数のシミュレーションはどのようにされているのかについて、確認をしておきたいと思います。以上でございます。

○守屋委員長 答弁をお願いいたします。保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 石原委員の質問にお答えします。

保育児童の人数について、報告いたします。公立保育園の児童につきましては、11月1日の確定人数でございますが、364名の児童を保育しております。あと、社協保育園を含めました私立保育園の児童につきましては、1,332名の児童を保育しております。認定こども園が2園あるんですが、そちらについての保育認定児童につきましては、107名を保育しております。そのほか、小規模保育園で保育している児童が、38名を保育しております。

次年度の保育児童のシミュレーションにつきましては、来年度、1園小規模保育園が開園予定でございまして、本年度同様の保育児童につきましては、待機児童がない状態で保育できるものと思料しております。以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 保育園児はわかりました。

公立保育園は、園児の数はどうなっているでしょう。確認です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 公立幼稚園の状況についてお話しさせていただきます。

第一、第二ともそれぞれ定員が70名ずつあるところに対して、12月1日現在で第一が62名、第二がちょっと落ち込んでおりまして42名という状況でございます。次年度以降につきましては、若干無償化の影響が出ているのか、第一が26名、第二は11名という募集状況でございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 状況はわかりました。

それで、条例の第4条のところに定員が20人以上とすると規定をされておりますが、余り考えたくないことなんですが、20人を切っちゃった場合、仮にそういう状況が出た場合は、どのように考えていますか。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 石原委員の質問にお答えします。

第4条の20名以下になった場合ということなんですが、あくまで特定教育保育施設（認定こども園及び保育所に限る）ということですので、認定こども園、保育所の確認につきましては、20名以上の定員の施設でなければ市としては確認をしないという規定になっております。20名を切った場合につきましては、定員19名以下の小規模保育施設に移行するなどの指導をしたいと思います。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。遠藤副委員長

○遠藤副委員長 私からも1点確認をしたいと思います。

今の説明でゼロ歳から2歳の小規模施設につきましては、3歳以降も確保の義務が緩和をされるという説明でございました。牛久の場合は、人数については今答弁ありましたので、小規模施設は何施設あるのか、それから、該当する事業所は、今後の方向性というのが出ているのかどうか、市長が認めればという御説明もございましたが、その辺について確認をしたいと思います。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 遠藤委員の質問にお答えします。

施設数につきましては、小規模保育施設は、今牛久市に2園開園しております。こぼと夢ナーサリーとけいせい保育園の2園となっております。こちらの2園につきましては、連携施設を設定しないことができる例外規定ではなくて、今現在、連携施設を設置しております。以上です。

○守屋委員長 副委員長どうぞ。

○遠藤副委員長 そうしますと、例えばこれから新たに、たしか小規模がもう1事業所できるというところですが、そこも次の3歳以降についての施設が確保されているのかどうかを確認をしたいと思います。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 今後の方向性でございますけれども、連携施設が設定できないという特例につきましては、厚労省の指針では、離島、僻地等でほかに教育保育施設などが存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると認める市町村が、特例として連携施設を設定していないことができるという指針があります。牛久市については、こちらの特例に関しては該当はしないと思いますので、小規模保育施設を設定される法人さんにつきましては、連携施設の設定をお願いしております。それで、この施設整備をしている小規模保育施設につきましては、予定として龍ヶ崎の幼稚園を保育連携施設として確保しております。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。ありますか。杉森委員どうぞ。

○杉森委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

第13条第2項のところに、特定教育保育施設は、法定で代理受領を受けないときはという文

言があるんですが、受けないときというのは具体的にはどういう事例なのか、お示しいただきたいということと、第3項の2行目、ちょっと行ったところで、当該特定教育保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価ということがあるわけですが、これは特に必要であると認められるというのは、どういう具体的な例を指すのか、お示しいただきたいのと、具体的な金額として今まであった事例があれば示していただきたいと思います。それから、第4項のところで、第1号の日用品等々、そして第2号の特定教育等々、第3号の食事の提供という等々の費用、各費用は幾らぐらいとなっているのかということについて、お示しいただきたいと思います。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 杉森委員の御質問にお答えします。

第13条第2項について、代理受領を受けないという想定につきましては、本来、特定教育の給付金につきましては、法律上は保護者が受領する給付金となっておりますが、これを全て保育料に受領するというので、直接保護者ではなくて園が運営費として受け取っているという形になります。それを園で給付金を受領しないで保護者に払って、保護者から園がもらいますよというような、園でそういう特別な事情があれば直接払いはしないということがありますけれども、こちら、直接払いをしている方がいる園があるということは、ちょっと私は伺っておりません。申しわけございません。牛久ではないです。

続きまして、第13条第3項の保育の質の向上を図る上で特に必要なものであると認める対価につきましては、この給付金の種類の中に公定価格というものが厚労省で設定されておまして、そちらの基本額にプラス処遇改善費というのがあります。また、そのほか施設に関する維持費等が国で定める公定価格の中に項目としてありまして、その処遇改善等の要件を満たす園に対しては公定価格の金額をお支払いさせていただきます。済みませんけれども、そちらの金額の細かい内訳につきましては、本日資料をお持ちしておりませんので、個別にお知らせすることはできませんが、その園の規模によって単価が変わってきますので、固定の価格ではないということなので、今現在資料をお持ちではないので、お知らせすることはできません。済みません。

続きまして、第13条第4項のそのほか要する費用につきましては、公立保育園につきましてお知らせさせていただきます。まず、カラー帽子510円、保育用品が、年齢別によって違うんですが、4、5歳児が1,300円、3歳児が2,100円、1、2歳児が750円、お便りケースが約220円となっております。そのほか、保護者会費1,500円、傷害保険代が年間2,240円をいただいております。以上です。

○守屋委員長 杉森委員まだありますか。

○杉森委員 今のは第4項第1号のところですよ、日用品等々の。第2号、第3号はどんな状況ですか。

それとあと、先ほど第3項のところで、固定ではないということだったんですが、毎年これは必要、額は若干変動はあるにしても、基本的に負担するようになっているものなのかどうかというのをちょっとお聞きします。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 済みません。

公定価格につきましては、毎年国から金額が変わる旨の通知をいただいております。

続きまして、済みません。第4項の2番、行事に関する費用に関しては、特に公立保育園につきましては、設定しておりません。ただ、幼稚園の遠足とかで入場料が特段必要な場合につきましては、その旨、負担いただいております。

続きまして、済みません。第4項第3号につきましては、食事の提供なんですけど、給食費の実費負担分になりますが、主食費が公立保育園の場合1,400円、副食費が4,500円を月いただいております。以上です。

○守屋委員長 杉森委員どうぞ。

○杉森委員 第3項のところの話というのは、固定かどうかということではなくて、毎年基本的に負担することになるようなものなのかどうかということを知りました。

それとあと、第4項については、今公立の場合ということでお示しいただいたわけですが、私立の場合はこれよりも高くなるものなのかどうか、大体同じようなものなのかどうか、その点、お聞きいたします。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 第13条第3項につきましては、毎年その処遇改善費等はお支払いさせていただきます。

次の第13条第4項の食材費につきましては、私立の食材費につきましては、一応設定金額につきましては、その園独自で設定できるんですが、その金額につきましては、副食費は4,500円を基準に設定しております。高いところもあるということは聞いております。以上です。

○守屋委員長 杉森委員、よろしいですか。ほかにございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第59号についての質疑及び意見を終結させていただきます。

次に、議案第64号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事業についてのみを議題といたします。

議案第64号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会次長兼教育企画課長の吉田でございます。よろしく願いいたします。

議案第64号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育企画課所管の内容につきまして御説明いたします。

24、25ページをごらんください。

下段の款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費0131児童クラブを運営するの事業についてであります。

児童クラブの運営における支援員の確保につきましては、市の職員としての任用を補完する方法として、人材派遣委託の予算を計上をさせていただいております。当初予算では、119名分の予算ということで、両方あわせてですが、計上してございまして、支援員の報酬分が1億1,

300万円程度、人材派遣が1,500万円程度の予算を計上しておりますが、現在の決算見込みから当初想定よりも人材派遣委託での支援数が多くなるため、人材派遣委託料を増額するとともに委託料の増額分と同額について、新任用の支援員の報酬額の減額を行っているものであります。また、23の賠償金利息及び割引料につきましては、平成30年度の子ども・子育て交付金について、制度上の精算に伴う返還金でございます。以上でございます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 学校教育課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、4ページをお開きください。

繰越明許費補正の下から2行目、ひたち野うしく中学校の開校を準備する5,442万7,000円につきましては、当初計画しておりましたひたち野うしく中学校の工区2の工事、給食室と武道場を含んだ工事の入札が再入札となったことに伴いまして、完成が7月になるという見込みで、給食で使用する消耗品、備品の購入費等を繰り越しするものでございます。

次に、25ページをお開きください。

上から2つ目の小学校費の2段目、0102要保護・準要保護児童の就学を援助する、及びその下の中学校費の2段目の同じく要保護・準要保護生徒の就学を援助する、こちらにつきましては、要保護・準要保護児童生徒の基準について、生活保護の単価の見直しがあったことに伴いまして、それにそめるために準要保護の単価改定を見込んだものでございます。以上です。

○守屋委員長 中央図書館長。

○関中央図書館長 おはようございます。中央図書館の関でございます。よろしくお願いたします。

中央図書館所管の補正予算について御説明いたします。

26ページ、27ページをごらんください。

一番上の表、款10教育費項5社会教育費目3図書館費0104図書館資料を提供する1報酬468万円につきましては、司書2名分の報酬で、当初予算要求時におきまして、入力漏れにより、予算に反映されていなかったことが判明したため、不足する報酬額分を増額補正するものです。以上です。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課、糸賀です。よろしくお願いたします。

社会福祉課所管の主な補正の内容につきまして御説明いたします。

18ページ、19ページをごらんください。

款3項1目1の0102社会福祉行政の調査研究をするにつきましては、常勤職員の補充といたしまして10月から採用いたしました非常勤職員の報酬及び費用弁償を計上したことによる増額補正でございます。

款3項1目7の0104障害者へ補装具を給付するにつきましては、車椅子や貸し装具といった補装具の給付の増加によります扶助費の増額補正でございます。

款3項1目9の0105障害者へ日常生活用具を給付するにつきましては、ストーマなどの日

常生活用具給付費の増加によります扶助費の増額補正でございます。

款3項1目16の0101総合福祉センター施設を維持管理するにつきましては、灯油及び電気料並びに施設修繕の増加見込みに伴います補正でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

款3項2目2の0103障害児給付費を支給するにつきましては、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用の増加による扶助費の増額補正でございます。

なお、扶助費の増額補正に伴いまして、国庫負担金、県負担金の歳入につきましてもあわせて増額計上してございます。

また、これらの事業のほか、住居確保給付金事業を実施する、自立相談支援事業を実施する、障害者へ介護給付費等を給付する、生活保護費を支給するにつきましては、平成30年度の精算に伴います国庫返還金を計上してございます。以上でございます。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 おはようございます。こども家庭課、結束でございます。

こども家庭課所管の内容につきまして御説明いたします。

まず、12ページ、歳入をごらんください。

上から3つ目の枠をごらんいただきます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金節2児童福祉費負担金、児童手当交付金過年度精算金109万7,000円につきましては、増額計上としております。これは平成30年度の児童手当交付金国庫分が、清算により交付決定となったものの計上でございます。以上でございます。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 保育課、大野です。

保育課所管の補正予算について説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

12ページ、13ページを御参照お願いいたします。

まず、一番上から款9項2目1節1子ども・子育て支援臨時交付金です。こちらにつきましては、ことし10月より施行されました幼児教育保育無償化に伴う計上でございます。

続きまして、款12項1目1節2児童福祉費負担金、こちらにつきましては、幼児教育保育無償化に伴う利用者負担金の減額となります。

その下の款14項1目1節2児童福祉費負担金のうち、児童保護費等交付金、その3つ下の私立幼稚園預かり保育負担金、認可外施設等利用料負担金、こちらにつきましては、幼児教育保育無償化に伴う国の負担金の増額です。

款14項1目3節2幼稚園費国庫負担金、こちらにつきましては、幼児教育保育無償化に伴う増額です。

その下の款14項2目6節3幼稚園費補助金、こちらにつきましては、幼児教育保育無償化に伴いまして、就園奨励費補助金がかことし9月をもって終了したための減額となります。

続きまして、款 1 5 項 1 目 1 節 2 児童福祉費負担金のうち、児童保護費等交付金、その下の私立幼稚園預かり保育負担金、認可外保育施設等利用料負担金、こちらにつきましても幼児教育保育無償化に伴う県の負担金の増額となっております。

続きまして、款 1 5 項 1 目 3 節 1 幼稚園費県負担金、こちらにつきましても幼児教育保育無償化に伴う県の負担金の増額となっております。

款 1 5 項 2 目 2 節 2 幼児福祉費補助金のうち、多子世帯利用者負担軽減事業費補助金につきましては、県補助条件の拡充に伴う増額となっております。

その下、病児病後児保育事業過年度精算金につきましては、平成 3 0 年度補助金額確定による精算金の計上となっております。

その下の、保育所等事故防止推進事業費補助金につきましては、民間保育園午睡モニター導入補助の計上です。

保育所等業務効率化推進事業費につきましては、民間保育園 I C T 化システム導入補助の計上です。

款 1 5 項 2 目 6 節 3 幼稚園費補助金につきましては、こちらにつきましても幼児教育保育無償化に伴う県の負担金の計上となっております。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

2 0 ページ、2 1 ページを御参照お願いします。

款 3 項 2 目 3 保育園費 0 1 0 6 民間保育園の運営を支援するにつきましても、1 9 補助金負担金交付金につきましては、こちらにつきましては、負担金につきましては幼児教育保育無償化に伴う負担金の増額となっております。補助金につきましては、民間保育園午睡モニター等利用補助金の計上です。

その下の保育所等業務効率化推進事業補助金につきましては、民間保育園 I C T 化システム導入補助金の計上となっております。

2 3 の償還金につきましては、平成 3 0 年度国庫補助金額確定精算による国庫返還金の計上となっております。

続きまして、0 1 0 8 保育園に通う児童の保護者の負担軽減を図るにつきましても、多子世帯利用者負担額軽減事業費補助につきましては、県補助条件の拡充に伴う補助金の増額となっております。

0 1 1 1 幼児教育保育を無償化にするにつきましても、幼児教育保育無償化に伴う扶助費の計上となっております。

続きまして、2 4、2 5 ページを御参照お願いいたします。

款 1 0 項 4 目 1 幼稚園費 0 1 0 5 民間幼稚園の運営を支援する、こちらの 1 9 番負担金につきましては、幼児教育保育無償化に伴う運営費負担金の計上となっております。

2 3 償還金につきましては、平成 3 0 年度国庫補助金確定精算による国庫返還金の計上となっております。

0 1 0 7 民間幼稚園に通う児童の保護者の負担を軽減するにつきましても、こちらは幼児教育

保育無償化に伴う計上となっております。以上、保育課所管補正予算の説明を終わらせていただきます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願いいたします。

高齢福祉課の所管の補正予算について御説明いたします。

18、19ページをごらんください。

款3項1目3介護保険費、右側の19ページに移りまして、中段0101介護保険事業特別会計繰出金125万4,000円、こちらにつきましては介護保険業務に携わっていた職員が年度途中で退職したことによりまして、退職補充として臨時職員を雇うために計上したものです。そして、この金額を介護保険特別会計に繰り出すものです。以上となります。

○守屋委員長 医療年金課長どうぞ。

○石塚医療年金課長 医療年金の石塚です。よろしくお願いいたします。

まず、13ページをごらんください。

歳入につきまして、一番下のブロックです。節社会福祉費補助金の医療福祉費補助金、こちらは平成30年度の確定によりまして、その精算分として292万2,000円を増額するものとなっております。

続きまして、歳出で19ページをごらんください。

一番下から3段目、2段目、節28の繰出金です。こちらは特別会計の補正に基づきまして0101国保の特別会計繰出金を948万8,000円減額、その下の後期高齢者特別会計の繰出金を、こちらは1,210万6,000円の増額補正となるものです。以上です。

○守屋委員長 これより、議案第64号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 21ページになります。0106民間保育園の運営を支援するということで、市外保育園への負担金ということで2,172万8,000円が計上されております。これはどちらの保育園になるのか、またはその負担をする背景、理由等についてお尋ねをいたします。

それから、教育関係、自校式学校給食に関連して、今各校のいわゆる調理員さんはどのぐらいいるのか、各校別に人数をお示しを願いたいと存じます。とりあえず以上でございます。

○守屋委員長 答弁をお願いいたします。保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 石原委員の御質問にお答えいたします。

民間保育園運営費負担金につきまして、市外保育園分につきましては、まず、どういう場合に負担するのかについてお答えいたします。

こちらにつきましては、牛久市に住民登録がある児童が、牛久市外の保育園に通う場合に牛久市の住民として保育していただいているので、その負担金を保育料として、保育している市外保育園にお支払いするものであります。今、市外保育園に通っている児童につきましては、済みませんが、どちらの保育園にお支払いしているかということなんですが、支払いしている保育園は阿見のさくら保育園、土浦のめぐみ保育園、土浦市の愛保育園、龍ヶ崎市のながと夢保育園、龍ヶ

崎市の龍ヶ崎つばめ保育園、つくば市のかつらぎ保育園、つくば市のにじいろ保育園、つくば市のまつぼっくり保育園となっております。以上です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 自校式学校給食のところで、調理員の数なんですが、済みません。調理員については、当市の場合、全部委託業者の側に人員がおりまして、ちょっと詳細は把握しておりません。あと、各学校にそこのやりとりをするために栄養士を各1名置いております。栄養士については、一部県職の栄養教諭もおりまして、中学校全校と小学校の中では岡田小と向台小ですので、7名は県職、残り6名は市職の栄養士になります。こちらの補正は、栄養士の報酬分になります。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 まず、市外保育園の負担の件でございますけれども、そうすると全部で何名ぐらいの園児が市外の保育園に通っているのか、数をお示しをいただければと思います。

それから、学校給食費に関連して、これは副市長に聞いたほうがいいのか、教育部長に聞いたほうがいいのかわかりませんが、将来的に学校給食費のいわゆる補助等についてはどのように考えているのか、全くやる気がないのか、それとも将来的には、やはりその辺についても検討していかざるを得ない状況等にあるのかどうか、その辺についてのお答えを求めたいと思います。以上でございます。

○守屋委員長 保育課長補佐。

○大野保育課長補佐 石原委員の市外保育園に通っている児童の数についてお答えいたします。

現在、52名が市外保育園に通っております。以上です。

○守屋委員長 教育部長。

○川井教育部長 学校給食に関する補助という御質問ですが、現在、約8億円弱、学校給食の業務については費用がかかっているという中で、その大体半分以上、3億七、八千万円が食材費として保護者負担をいただいているということで、残り同じぐらいの金額3億数千万円というのが今、市が負担をして調理業務を委託しているという状況です。それに対する補助というところでは、現時点では一切考えていないというのが現状であります。以上です。

○守屋委員長 ほかにございますか。杉森委員。

○杉森委員 25ページの款10項5目1の社会教育総務費の児童クラブのところ、0131の先ほどの派遣会社への等々という話ですけれども、今、児童クラブのスタッフの人たちの派遣会社に委託している方の人数と直接雇用している方の人数というのは、どういう状況になっているのかということが1つ。それと、派遣会社というのは1社に頼んでいるのかどうか、複数なのかどうか、そしてまた、会社名をお知らせいただきたいということと、それと、派遣会社の場合、時給は直接雇用と同じなのかどうか、そのことについてお聞きします。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 杉森委員の御質問にお答えいたします。

10月末現在の数字になりますが、116名の支援員が現場に張りついておりまして、うち1

0 4 名が市の任用の支援員、1 2 名が人材派遣による支援員の確保をしてございます。

派遣会社は、入札の結果、1 社にお願いしてございます。今年度はつくば電気通信という会社が派遣業務を、つくば電気通信という会社なんです、ちょっとお名前はそういう会社なんです、きちんと派遣の免許を取ってやっている会社でございます。

それから、単価でございますが、市の任用の初期の任用する金額よりも高めの単価設定になってございます。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 その派遣会社の単価設定については、それは会社に支払う金額なのか、それとも直接、実際に働く方が受け取る金額なのか、その辺、お願いします。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 私どもの契約上の単価としては、本人にお支払いするものと、もちろん会社の事務費ですとか、プラスアルファの分が上がって契約をしているわけですが、その会社が人員を確保するために出した広告から得た情報によりますと、その単価におきましても市の任用よりもちょっと高めの設定がされていたという事実を把握してございます。以上でございます。

○守屋委員長 ほかにございますか。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくをお願いします。

私もちょっと児童クラブの確認の質問をさせていただきたいんですが、増員という口頭であったんですけども、もう一度、何名ぐらい増員されて、どの児童クラブがふえるのかというのを確認をとりたいと思います。

それともう一点、2 点目が繰越明許費の内容の確認なんですけれども、中学校の開校準備をする、これはたしかこの間、説明をお伺いすると、給食室と聞いたんですけども、給食室の完成の時期と完成するまでの対応を確認の意味で御質問させていただいてもよろしいですか。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 児童クラブの支援員の全体の枠としての増員は、ございません。割合が、市の直接雇用する支援員と足りない分を募集をしてもなかなか集まらなかった分を人材派遣で補っているわけですが、それが当初想定したよりもちょっとなかなか集まらなかったものですから、委託をふやして市の直接雇用する分、同額減らさせていただきますという内容の補正でございます。各児童クラブの全体の人数は、基本的には同じでございます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 甲斐委員の御質問にお答えします。

まず、完成の時期なんです、工期が7 月末までとなりますので、7 月いっぱいと考えております。それまでについては、他校からということで検討した結果、下根中の生徒数も減りますので、そちらから運ぶという形で今進めております。

○守屋委員長 池辺委員どうぞ。

○池辺委員 おはようございます。よろしくをお願いします。

19ページです。障害者への日常生活用具を給付するという形で、173万6,000円という金額が出ているんですけども、これは人数的にはこの障害者のあれというのは何人ぐらいなのかというのが1つと、逆に日中の一時支援を実施するも、これはどのぐらいの形、何人ぐらいにこういったのがあるのか、牛久市の人数を教えてください。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 池辺委員の御質問にお答えします。

まず、障害者の日常生活用具を給付するにつきましては、平成31年度の数字では総件数は出ていないんですけども、平成30年度の件数で申し上げますと、478件の日常生活用具を給付しておりまして、人工肛門をつくったときのストーマやその他、物を給付しているわけですけども、今年度につきましては、月117万円を予算では想定しておりましたけれども、それではちょっと足りない見込みということで、月約130万円の金額で今回の補正は見込んでございます。

また、その下のほうにあります日中一時支援につきましては、これは令和元年10月末現在の数ですと145名の方が利用してございまして、当初予算ベースですと月104万円ほどを見込んでおりましたけれども、今現在それでは足らなくなりまして、引き続き125万円ほどの今回補正の要求となっております。以上でございます。

○守屋委員長 池辺委員。

○池辺委員 済みません。上のほう、ちょっとしつこくなってしまうんですけども、これはだんだんにこのストーマを使ったりなんかの方というのは、ふえているんでしょうか。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 ストーマとか、障害者手帳の数的にはちょっと今手元に持っていないんですけども、審査をうちでも行ってございまして、最近では人工肛門によりまして直腸機能障害の件数はふえている感じはございます。以上でございます。

○守屋委員長 次の方。遠藤副委員長どうぞ。

○遠藤副委員長 それでは、24、25ページのところです。

先ほどの説明のあった要準要保護の就学援助をするというところで、御説明では生保の見直しの単価の改正ということがありました。これはどのぐらいになったのかということと、それから対象者に変化は出ているのかどうかを伺いたいと思います。

それと、20、21ページの保育園に通う児童の保護者の負担軽減を図るということで、多子世帯の利用者の負担軽減の補助ということで1,666万6,000円計上があります。歳入でも2分の1の補助ということであるんですが、この辺、実際ふえているのかどうか。保育園に通う児童たちは、たしか第3子は無料なんですが、第2子は半額と聞いているんですが、その辺の実情を伺いたいと思います。以上、2点です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 遠藤副委員長の御質問にお答えします。

まず、単価なんですけども、幾つかの項目で改定されているんですけども、一番大きなところがまず学

用品関係、これが小中とも1万円ずつアップしております。小学校が4万600円が5万600円、中学校が4万7,400円が5万7,400円。それ以外はほぼほぼ数百円のアップなんです。学用品関係で、小学校で100円、中学校で190円、通学用品でそれぞれ20円ずつ、校外学習については、宿泊を伴わないもので、小学校10円、中学校20円、伴うもので小学校が30円、中学校は実費の半額ということなので変わりございません。あと、修学旅行費で、小学校が180円、中学校300円という感じの改正になっております。

数ですが、昨年度の平成30年度末が、小中あわせて449だったんですが、平成31年度の状況が、今12月1日現在の数字ですので若干そこよりは少なくなっております、429という形になっております。最終的にはもうちょっとふえるんじゃないかと考えております。

○守屋委員長 ほかに御意見のある方。まだある。保育課長補佐どうぞ。

○大野保育課長補佐 多子世帯保育料軽減事業についての御質問にお答えします。

所得制限撤廃によって今回のふえた人数につきましては、52名がふえる見込みでございます。所得制限が撤廃されて、今までもらえなかった人につきましては、第3子以降の3歳児未満児につきまして所得制限が撤廃されております。以上です。

○守屋委員長 遠藤さん、いいですか。ほかに御意見のある方はございますか。質問。いいですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 それでは、以上で議案第64号についての質疑及び意見を終結いたします。

1時間経過しましたので、暫時休憩させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。再開は11時10分としたいと思います。

午前10時01分休憩

午前11時10分開議

○守屋委員長 それでは、引き続き、会議に入らせていただきます。

次に、議案第65号和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第65号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ948万8,000円を減額しまして、81億8,851万2,000円とするものとなっております。

初めに、8ページ、9ページをごらんください。

補正の内容としましては、歳出で、職員給与及び手当、あわせて311万2,000円の増額、保険給付費のうち、出産育児一時金におきましては、出産見込み数を当初の75名から45名に下方修正したことに伴いまして1,260万円を減額としました。これに伴いまして、歳入面で、一般会計からの繰入金を総額で、こちらも減額補正するものです。以上です。

○守屋委員長 これより、議案第65号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある

方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認をしておきたいと思います。出産育児一時金に関連をしまして、ここ5年間のいわゆる出生数というものをどのようにシミュレーションをしているのか、具体的に数字があればお示しを願いたいと存じます。以上であります。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えします。

過去5年間なんですが、あくまでも国民健康保険の被保険者の出産数になりますが、平成27年度が95人、28年度が93人、29年度が75人、30年度が46人となっております。本年度につきましては、11月末現在で24人、これは前年同月比で前年が33人ですので、やはり今年度も減少しております。以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 過去の数字はわかりました。私がお聞きしたいのは、今後5年間をどのようにシミュレーションしているのかということでもあります。よろしく願います。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 石原委員の質問にお答えします。

そうですね。一応減少しているのは、やはり社会保険の適用の拡大ということになりまして、現在、国の検討におきましても令和4年度以降から、現在、短期労働者、こちらは週20時間以上で月額8万8,000円以上の方は社保の適用になっているんですが、これは一応事業所の規模として501名以上が対象となっております。これは令和4年度以降につきましては、この501名以上を101名以上、その後51名以上まで拡大する予定になっておりますので、それに伴いまして当然国保の出産数も減少すると見込んでおります。以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案67号令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第67号について提案者の説明をお願いいたします。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課です。

議案67号令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万4,000円を追加するものです。内容としましては、8ページ、9ページをごらんください。

上段の歳入について御説明いたします。

主なところとして、先ほど一般会計のところではありますが、一般会計での操出金をこちらの歳入で受けまして、款7項1目6その他一般会計繰入金というところで受けまして、歳出といたしましては、その下の段、3歳出、内容としましては、先ほどお話ししまし

たけれども、正職員が年度途中で退職になりましたので、この退職補充として臨時職員を雇い上げるという人件費、こちらの支出として計上したものです。どうぞよろしくをお願いします。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第67号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号令和元年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第68号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課です。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ3,288万6,000円を増額しまして、総額で17億5,688万6,000円とするものとなっております。

8ページ、9ページをごらんください。

補正の内容といたしましては、歳出で平成30年度の医療費負担金の確定により生じた不足額1,158万6,000円の精算と健康診査委託料及び保険料納付金を支払うための増額補正、これらの補正に伴いまして歳入面におきましても繰入金を増額補正をするものとなっております。以上です。

○守屋委員長 これより議案第68号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第68号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第69号について提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 議案第69号につきましては、令和元年度ひたち野うしく中学校図書購入契約についてでございます。

去る10月17日に執行した随意契約につきまして、物品購入の契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、令和元年度ひたち野うしく中学校図書購入、契約の方法は随意契約になります。

契約金額2,474万7,763円、消費税込みです。

契約相手方、こちらにつきましては株式会社図書館流通センター、東京都文京区大塚の会社になります。

契約の概要ですが、ひたち野うしく中学校の図書室、メディアライブラリーの蔵書といたしまして、2ページ目にあります各分類から1万2,011冊の図書購入を行うものでございます。

購入冊数につきましては、学級数から割り出した図書標準冊数、文科省で示されたものがございます。そちらの図書標準冊数が1万1,680冊ということで、それを目安に若干上回る冊数

で、各学校、他校の学校司書が協力して選書を行い、決めさせていただきました。標準冊数に対して102.8%となっております。以上です。

○守屋委員長 これより議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 本議案に関連をしまして1点お尋ねをしたいと思います。

これは教育長にお答えをいただいたほうがいいのかな。ICT教育ということの関連でお尋ねをしたいんですが、この新設の中学校に限らず、今後市内の公立の小中高での電子書籍というものの導入等についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○守屋委員長 教育長。

○染谷教育長 本を読むということはこのまま大事にしたいと思っておるんですが、電子書籍ということに関しては、まず、デジタル教科書というものが各教科のもとに入ってきますので、まず、これが充実していきます。それから、今教育委員会としては、なるべくノートパソコンを充実していくと。そういった中で、電子書籍というものも拡充していくのかと思っておりますが、予算ということではなくて、学習指導の中で電子書籍を広めていくという方向を考えていけるかなと思っております。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、確認ですが、これはやはり今後は、当然電子書籍も教育の中では視野に入れていると理解してよろしいですね。

○守屋委員長 教育長。

○染谷教育長 はい。考えていきたいと思っております。

○守屋委員長 質疑及び御意見のある方はほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第69号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第70号指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第70号について提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 議案第70号指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

本件は、牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の指定管理者といたしまして、社会福祉法人牛久市社会福祉協議会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

選定までの経緯につきましては、市ホームページ及び広報誌により公募した結果、これまでのぞみ園の指定管理者として実施しております牛久市社会福祉協議会1者から申請書が提出され、その後、書類審査及びヒアリングを実施するとともに選定委員会での選定を経て選定したものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなります。以上でございます。

○守屋委員長 これより議案第70号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方

は御発言お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたしました。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 ありませんか。なければ、以上で討論を終結いたします。
これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。
採決は挙手により行います。

まず、議案第59号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第65号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第67号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第70号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。
ここで、執行部の方は退室されても結構です。どうも御苦労さまでした。

では、もうちょっとですけれども、頑張りましょう。

○守屋委員長 次に、意見書案第2号教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題とさせていただきます。

意見書案第2号について、意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で意見書案第2号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第2号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号「敬老の日」式典への招待状の配布についての請願を議題といたします。

請願第3号について、意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 内容的に至極もつともな内容だと思っておりますので、採択をして当然のものであると考えております。

○守屋委員長 ほかにございませんか。池辺委員。

○池辺委員 私は、行政区が田宮なんですけれども、田宮でやはり役員の方にこれをちょっと何ったところ、このままで別にいいんじゃないかということと言われたので、私はこれには反対の形で述べさせて、やらなくてもいいんじゃないかと思えます。

○守屋委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この請願が出てきた経緯というのは、理由の中でわかるんですが、現状としては、行政区に入っていない方には、この案内というか、それが行かないということなんですかね。だと、記念品とかも行ってないとか、その辺の現状をちょっとはつきり把握をできていないんですが、きょう請願者の方はいらっしゃらないので、その辺の実情というのは、御存じの方がもし委員の中でいらっしゃれば意見を聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

○守屋委員長 いいかげんなことを言っちゃうとまずいので、こればかりはちょっと言わないほうがよろしいですね。

ほかにございませんか、意見については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で請願第3号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。秋山委員。

○秋山委員 この「敬老の日」の式典は、高齢者が、本当に1年に1度のイベントですので、非常に楽しみにしているところであります。その運営に携わっていらっしゃる区の方々も高齢になってきている。もうその方々が、その1年に1度のイベントを本当に皆さんに楽しんでもらおうと独自の工夫を凝らしてお迎えをして、開催をしているということも私は目の当たりにして見えております。

そういう中で、牛久市が、区長から今回の対象者は何名だということを市に報告をすることで、1人頭1,200円ぐらいで補助をしていると。ただ、その区によっては、市からいただいた運営費で賄えなくて、区費で賄っているというところも実情あります。そうなったときに区の皆さ

ん方の心情として、区費を払っていない方にもというところで、私はどちらがいいとも言えないんですけども、ただ、現状で私はいいのではないかなと思っています。

また、高齢化が進む中で、また、地球温暖化に伴って風水の災害が多かったり、また、地震も30年以内に70%から80%起きる可能性があるという中で、行政区の役割というのは非常にこれから大事になってくると思いますので、しっかりと議員としては見守っていきたいと思っています。以上です。

○守屋委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 それでは、これより請願第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時16分閉会